



熊本県公報

号外 第12号

平成30年3月29日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(県政情報文書課) 1
- 熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………(建築課) 1
- 熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(") 1

訓 令

- 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令……………(会計課) 2

規 則

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成30年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年熊本県条例第43号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年4月1日とする。

熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県宅地建物取引業法施行細則(昭和42年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第15条中「第9条第1項又は第2項」を「第8条第1項又は第2項」に改める。

別記第8号様式中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県宅地建物取引業法施行細則の規定により提出されている届その他の書類は、改正後の熊本県宅地建物取引業法施行細則の規定により提出された届その他の書類とみなす。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第18条の2の表1の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第24条中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第2号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正す
る。

別表第2会計課の部6の項出納局長専決事項の欄中第1号を削り、同項課長専決事項の
欄中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 出納員、臨時出納職員及び会計職員の任免に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。